

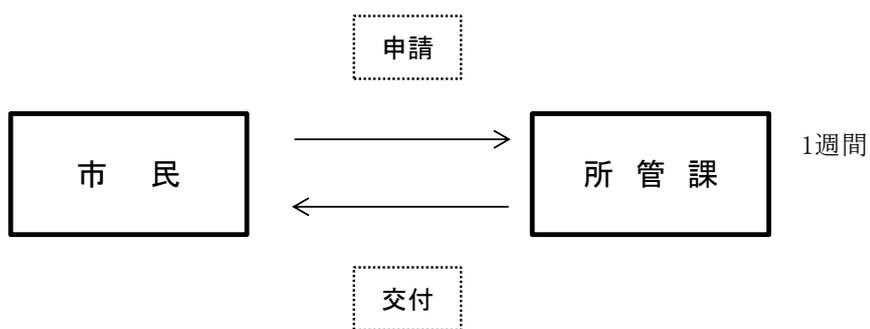
審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 19

処 分 名	道路管理者以外の者が行う工事の承認	
処 分 の 概 要	申請に基づいて承認書を交付する。	
根 拠 法 令 名	道路法（昭和27年法律第180号）	
条 項	第24条	
所 管 課	道路河川管理課	
経由機関での処理期間	なし	
所管課での処理期間	1週間	
標 準 処 理 期 間	計	1週間
審 査 基 準		
道路工事施工願の手引き 承認申請基準による		
<p>【根拠法令等】</p> <p>道路法 第24条 道路管理者以外の者は、第十二条、第十三条第三項、第十七条第四項又は第十九条から第二十二條までの規定による場合のほか、道路に関する工事の設計及び実施計画について道路管理者の承認を受けて道路に関する工事又は道路の維持を行うことができる。ただし、道路の維持で政令で定める軽易なものについては、道路管理者の承認を受けることを要しない。</p> <p>道路工事施工願の手引き Ⅲ. 承認申請基準 1. 歩道乗入 歩道乗入の承認基準については、別紙「歩道乗入の承認基準」を参考にしてください。 2. 架橋設置 架橋設置については、「法定外水路使用許可運用指針」を参考にしてください。 （事前協議が必要な場合があります。） ※水路の状況や使用用途によっては、道路管理者として基準とは異なる指示をする場合があります。 3. 舗装復旧 民地内での工事であっても、構造物の設置や撤去に伴い舗装への影響がある場合は、承認申請が必要です。なお、一般的な車道の舗装構成は、上層路盤（RM-25）0.15m、表層（密粒アスコン）0.04mとなります。ただし、路線によって異なる構成の場合があります。また復旧範囲は、転圧可能な最低幅として0.40m以上は必要です。 4. ガードレール等の撤去 ガードレール等の撤去を行う場合は、撤去後こちらで回収し再利用する場合がありますので、破損等ないように十分注意してください。残存部分の切り口については、巻袖やエンドキャップの設置等危険防止措置を施してください。また、支柱を撤去する場合は、切り口をモルタル等で復旧してください。（図面等に明記すること） 5. 鉄板養生 解体工事により重機を使用する場合など、路面の保護として仮設鉄板にて養生を行う場合については、承認申請が必要です。設置から撤去までの期間を明確にしてください。使用材料は、表面に滑り止め加工が施されたものを使用し、周囲はアスファルト合材等にてすり付けを行うなど段差を解消してください。（図面等に明記すること） 6. 植栽帯 植栽帯の撤去・復旧等については、市担当者及び松山市の指定造園業者と協議し、その指示に従ってください。なお街路樹を移植する場合は、道路河川管理課から移植場所を指示いたします。 7. その他 路面柵及び取付管の様に、管渠であっても道路構造物として引渡し、管理を道路管理者に委ねる構造物については、承認申請となります。（掘削・占用許可ではありません）</p>		

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ



※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。